

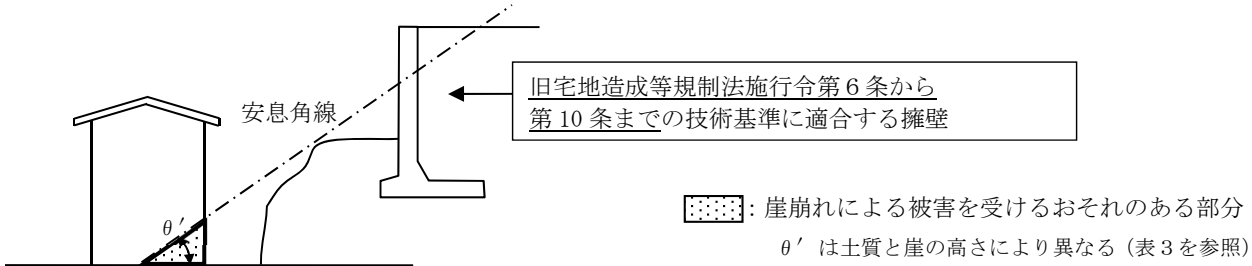
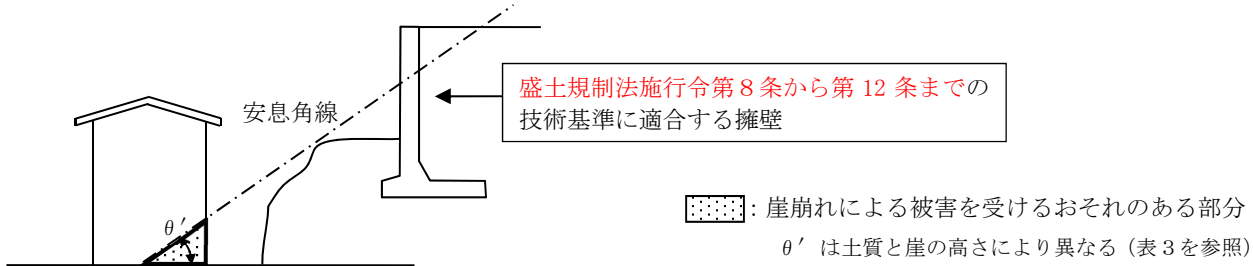
横浜市建築基準条例及び同解説 新旧対照表（令和7年4月版）

※下線部分が改正部分

※赤字部分が改正部分

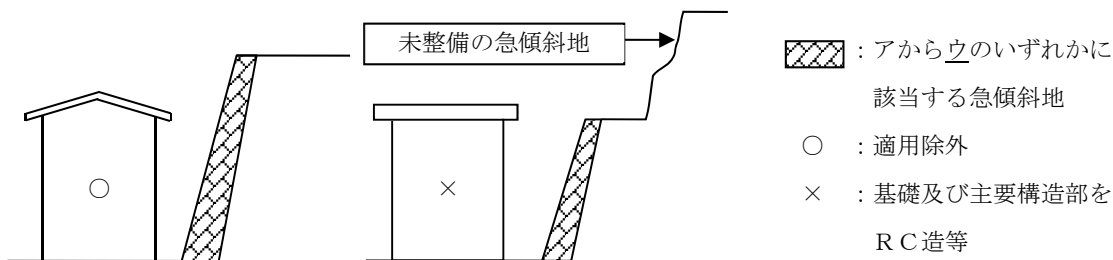
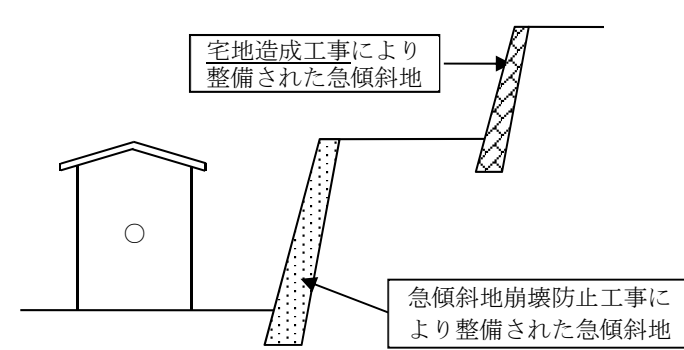
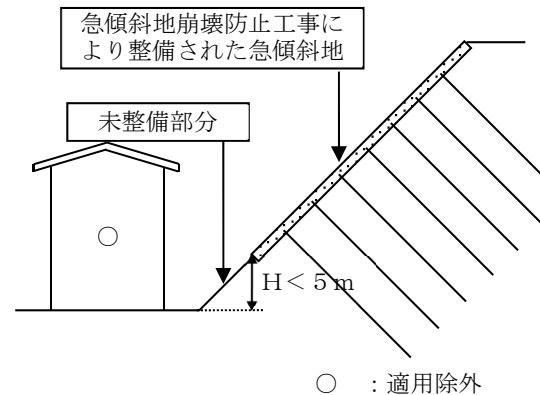
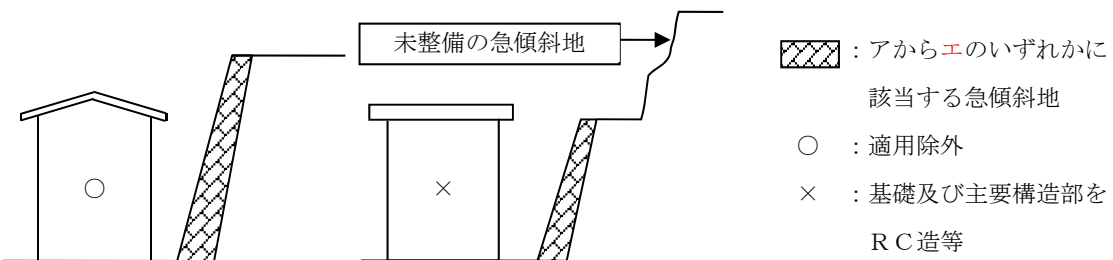
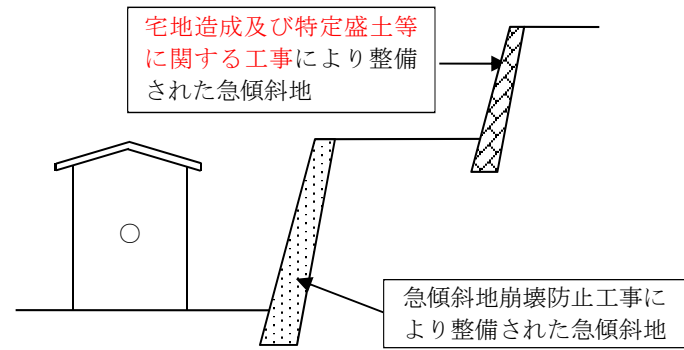
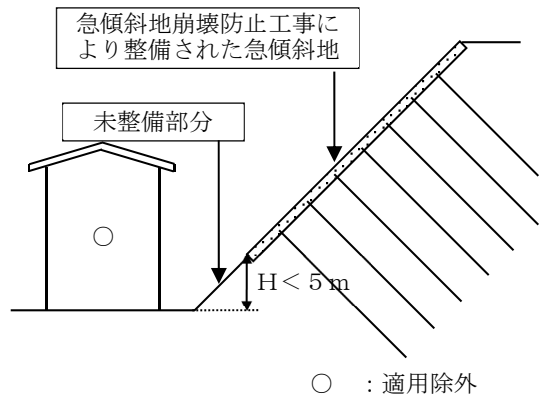
[illegible]

旧	新
の全てを完了した旨の届出を行った者が同条第2項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。) その他これに類する土砂災害の防止に関する工事 (7) 崖の下に建築物を建築する場合において、その建築物が居室を有しないとき。 2 高さ3メートルを超える崖の上に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合においては、雨水及び汚水の排水が、崖の斜面を流下し、又は擁壁の裏側若しくは崖に浸透しないように、排水施設を設ける等適当な措置を講じなければならない。 (昭40条例53・平22条例5・平30条例18・一部改正)	の全てを完了した旨の届出を行った者が同条第2項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。) その他これに類する土砂災害の防止に関する工事 (7) 崖の下に建築物を建築する場合において、その建築物が居室を有しないとき。 2 高さ3メートルを超える崖の上に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合においては、雨水及び汚水の排水が、崖の斜面を流下し、又は擁壁の裏側若しくは崖に浸透しないように、排水施設を設ける等適当な措置を講じなければならない。 (昭40条例53・平22条例5・平30条例18・一部改正)
【擁壁又は防土堤の規模及び構造】 細則第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあつては第1号に、防土堤にあつては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。 (1) 擁壁については、法及び政令で定めるところによるほか、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。 (2) 防土堤の構造は鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とし、その高さは2メートル以上とする。	【擁壁又は防土堤の規模及び構造】 細則第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあつては第1号に、防土堤にあつては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。 (1) 擁壁については、法及び政令で定めるところによるほか、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。 (2) 防土堤の構造は鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とし、その高さは2メートル以上とする。
一部省略	一部省略
● 第1項 図1の範囲内に建築し、又は建築物の敷地を造成する場合には、崖の形状、土質、建築物の規模、構造、配置、用途に応じて安全上支障がない位置に、法令及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この章において「旧宅地造成等規制法施行令」という。）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの技術基準に適合する擁壁又は高さ2メートル以上の防土堤を設けなければならないこととしています。 本条の適用を受ける崖は、その角度（θ）が30度を超え、かつその高さ（H）が3メートルを超えるものであり、自然崖であるか否かは問いません。 なお、高さ2メートルを超える擁壁は、法第88条第1項の規定により建築主事又は指定確認検査機関の確認を受ける必要があります（<u>宅地造成工事規制区域内で宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（以下この章において「旧宅地造成等規制法」という。）</u>の許可を受けた擁壁を除きます。）。 一部省略	● 第1項 図1の範囲内に建築し、又は建築物の敷地を造成する場合には、崖の形状、土質、建築物の規模、構造、配置、用途に応じて安全上支障がない位置に、法令及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この章において「盛土規制法施行令」という。）第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの技術基準に適合する擁壁並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この章において「旧宅地造成等規制法施行令」という。）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの技術基準に適合する擁壁若しくは高さ2メートル以上の防土堤を設けなければならないこととしています。 本条の適用を受ける崖は、その角度（θ）が30度を超え、かつその高さ（H）が3メートルを超えるものであり、自然崖であるか否かは問いません。 なお、高さ2メートルを超える擁壁は、法第88条第1項の規定により建築主事等又は指定確認検査機関の確認を受ける必要があります（宅地造成等工事規制区域内で宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この章において「盛土規制法」という。）の許可を受けた擁壁を除きます。）。 一部省略

旧	新																								
○ 第3号（崖上又は崖下に建築する場合） ア 崖上の場合 一部省略 表 3 土質と崖の高さによる安息角（θ'）（旧宅地造成等規制法による基準） <table><tr><th>土質</th><th>崖の高さが5 mを超える場合</th><th>崖の高さが5 m以下の場合</th></tr><tr><td>軟岩（風化の著しいものを除く）</td><td>60° 以下</td><td>80° 以下</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>40° 以下</td><td>50° 以下</td></tr><tr><td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td><td>35° 以下</td><td>45° 以下</td></tr></table> 盛土はすべて 30° 以下 一部省略 構造の詳細については、宅地造成の手引きの逆L型擁壁の構造が参考になります。 一部省略 崖の一部が既に法令及び旧宅地造成等規制法施行令第6条から第10条までの技術基準に適合する擁壁で整備されている場合には、整備済みの部分を除いた部分からの安息角線が建築物と交差する位置までの範囲を「崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分」とします。  図 13 崖の一部が既に擁壁で整備されている場合	土質	崖の高さが5 mを超える場合	崖の高さが5 m以下の場合	軟岩（風化の著しいものを除く）	60° 以下	80° 以下	風化の著しい岩	40° 以下	50° 以下	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35° 以下	45° 以下	○ 第3号（崖上又は崖下に建築する場合） ア 崖上の場合 一部省略 表 3 土質と崖の高さによる安息角（θ'）（盛土規制法による基準） <table><tr><th>土質</th><th>崖の高さが5 mを超える場合</th><th>崖の高さが5 m以下の場合</th></tr><tr><td>軟岩（風化の著しいものを除く）</td><td>60° 以下</td><td>80° 以下</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>40° 以下</td><td>50° 以下</td></tr><tr><td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td><td>35° 以下</td><td>45° 以下</td></tr></table> 盛土はすべて 30° 以下 一部省略 構造の詳細については、盛土規制法の手引の逆L型擁壁の構造が参考になります。 一部省略 崖の一部が既に法令、旧宅地造成等規制法施行令第6条から第10条まで又は盛土規制法施行令第8条から第12条までの技術基準に適合する擁壁で整備されている場合には、整備済みの部分を除いた部分からの安息角線が建築物と交差する位置までの範囲を「崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分」とします。  図 13 崖の一部が既に擁壁で整備されている場合	土質	崖の高さが5 mを超える場合	崖の高さが5 m以下の場合	軟岩（風化の著しいものを除く）	60° 以下	80° 以下	風化の著しい岩	40° 以下	50° 以下	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35° 以下	45° 以下
土質	崖の高さが5 mを超える場合	崖の高さが5 m以下の場合																							
軟岩（風化の著しいものを除く）	60° 以下	80° 以下																							
風化の著しい岩	40° 以下	50° 以下																							
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35° 以下	45° 以下																							
土質	崖の高さが5 mを超える場合	崖の高さが5 m以下の場合																							
軟岩（風化の著しいものを除く）	60° 以下	80° 以下																							
風化の著しい岩	40° 以下	50° 以下																							
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35° 以下	45° 以下																							
第3条の2	第3条の2																								
【災害危険区域】 第3条の2 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、次に掲げる区域（土砂災害防止法第4条第1項の規定による基礎調査が実施された区域であって、市長が告示したものを除く。）とする。 (1) 急傾斜地法第3条第1項及び第3項の規定により神奈川県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定して告示した区域（神奈川県知事が当該区域の指定を廃止して告示した区域を除く。）と同じ区域	【災害危険区域】 第3条の2 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、次に掲げる区域（土砂災害防止法第4条第1項の規定による基礎調査が実施された区域であって、市長が告示したものを除く。）とする。 (1) 急傾斜地法第3条第1項及び第3項の規定により神奈川県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定して告示した区域（神奈川県知事が当該区域の指定を廃止して告示した区域を除く。）と同じ区域																								

旧	新
(2) 前号に掲げる区域のほか、市長が指定して告示した区域 2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物が面するすべての急傾斜地（急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 高さが5メートル未満の急傾斜地 (2) 急傾斜地法第12条第1項又は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されている急傾斜地 (3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事（旧宅地造成等規制法第13条第2項（一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により造成主（旧宅地造成等規制法第2条第5号に規定する造成主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地 (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為に関する工事（同法第36条第2項の規定により開発許可（同法第30条第1項に規定する開発許可をいう。）を受けた者が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地 (5) 当該急傾斜地の全ての部分が前各号のいずれかに該当するもの (6) 擁壁（法第88条第1項において準用する法第7条第5項、法第7条の2第5項又は法第18条第22項若しくは第26項の規定により築造主が検査済証の交付を受けたものに限る。）が設置されている急傾斜地 (7) 建築物から当該急傾斜地の下端までの水平距離が当該急傾斜地の高さの2倍以上のところに位置する急傾斜地であって、崖崩れにより当該建築物に被害を及ぼすおそれのないもの 3 前項の規定にかかわらず、急傾斜地の上に建築物を建築する場合又は急傾斜地と急傾斜地との間に建築物を建築する場合であって当該建築物の地盤面より高い位置にあるすべての急傾斜地が同項各号のいずれかに該当するときは、当該建築物の主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としないことができる。 4 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の急傾斜地に面する部分で当該急傾斜地の上端の高さより低いものには、居室の窓その他の開口部を設けてはならない。ただし、当該部分が面するすべての急傾斜地が第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 5 前3項の規定は、市長が、建築物の構造又は配置により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。 （昭47条例11・追加、平10条例57・一部改正、平22条例5・全改、平28条例71・平30条例18・令5条例4・令6条例46・一部改正）	(2) 前号に掲げる区域のほか、市長が指定して告示した区域 2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物が面するすべての急傾斜地（急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 高さが5メートル未満の急傾斜地 (2) 急傾斜地法第12条第1項又は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されている急傾斜地 (3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事（旧宅地造成等規制法第13条第2項（宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により造成主（旧宅地造成等規制法第2条第5号に規定する造成主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地 (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成又は同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事（同法第17条第2項の規定により工事主（同法第2条第7号に規定する工事主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地（崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。）が設置されたものを除く。） (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為に関する工事（同法第36条第2項の規定により開発許可（同法第30条第1項に規定する開発許可をいう。）を受けた者が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地 (6) 当該急傾斜地の全ての部分が前各号のいずれかに該当するもの (7) 擁壁（法第88条第1項において準用する法第7条第5項、法第7条の2第5項又は法第18条第22項若しくは第26項の規定により築造主が検査済証の交付を受けたものに限る。）が設置されている急傾斜地 (8) 建築物から当該急傾斜地の下端までの水平距離が当該急傾斜地の高さの2倍以上のところに位置する急傾斜地であって、崖崩れにより当該建築物に被害を及ぼすおそれのないもの 3 前項の規定にかかわらず、急傾斜地の上に建築物を建築する場合又は急傾斜地と急傾斜地との間に建築物を建築する場合であって当該建築物の地盤面より高い位置にあるすべての急傾斜地が同項各号のいずれかに該当するときは、当該建築物の主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としないことができる。 4 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の急傾斜地に面する部分で当該急傾斜地の上端の高さより低いものには、居室の窓その他の開口部を設けてはならない。ただし、当該部分が面するすべての急傾斜地が第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 5 前3項の規定は、市長が、建築物の構造又は配置により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。 （昭47条例11・追加、平10条例57・一部改正、平22条例5・全改、平28条例71・平30条例18・令5条例4・令6条例46・令6条例59一部改正）
一部省略	一部省略

旧	新
● 第2項 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合は、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はプレキャストコンクリート造等とする必要があります。 ただし、高さが第1号から第7号に該当する場合は適用除外とします。 なお、急傾斜地法第2条第1項に規定する「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいいます。 また、「建築物が面するすべての急傾斜地」とは、図1のとおり、建築物から急傾斜地の下端に対して垂線をおろした範囲内の急傾斜地とします。第4項の「当該部分が面するすべての急傾斜地」も同様とします。 一部省略 ○ 第1号（高さ5メートル未満の急傾斜地の場合） 急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は、急傾斜地の高さが5メートル以上の区域となっていますので、当該基準に満たない災害危険区域内の崖（急傾斜地の下端からの高さが5メートル未満の崖）については、第2項本文の規定を適用しないこととします。ただし、高さが3メートルを超える崖については、別途、第3条の規定を遵守する必要があります。 ○ 第2号、第3号及び第4号（急傾斜地法等により整備済の場合） 建築物が面する全ての急傾斜地が次のいずれかに該当する場合は、第2項本文の規定は適用しないこととします(図3)。 ア 急傾斜地崩壊防止工事により整備されている場合 イ <u>旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事（以下「宅地造成工事」といいます。）により整備されている場合</u> ウ 盛土規制法に基づく宅地造成及び特定盛土等に関する工事（崖面崩壊施設が設置されたものを除く。以下同じ。）により整備されている場合 エ 都市計画法に基づく開発行為に関する工事（以下「開発工事」といいます。）により整備されている場合 図 3	● 第2項 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合は、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はプレキャストコンクリート造等とする必要があります。 ただし、高さが第1号から第8号に該当する場合は適用除外とします。 なお、急傾斜地法第2条第1項に規定する「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいいます。 また、「建築物が面するすべての急傾斜地」とは、図1のとおり、建築物から急傾斜地の下端に対して垂線をおろした範囲内の急傾斜地とします。第4項の「当該部分が面するすべての急傾斜地」も同様とします。 一部省略 ○ 第1号（高さ5メートル未満の急傾斜地の場合） 急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は、急傾斜地の高さが5メートル以上の区域となっていますので、当該基準に満たない災害危険区域内の崖（急傾斜地の下端からの高さが5メートル未満の崖）については、第2項本文の規定を適用しないこととします。ただし、高さが3メートルを超える崖については、別途、第3条の規定を遵守する必要があります。 ○ 第2号から第5号（急傾斜地法等により整備済の場合） 建築物が面する全ての急傾斜地が次のいずれかに該当する場合は、第2項本文の規定は適用しないこととします(図3)。 ア 急傾斜地崩壊防止工事により整備されている場合 イ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「旧宅地造成等規制法」という。）第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事の規定により整備されている場合 ウ 盛土規制法に基づく宅地造成及び特定盛土等に関する工事（崖面崩壊施設が設置されたものを除く。以下同じ。）により整備されている場合 エ 都市計画法に基づく開発行為に関する工事（以下「開発工事」という。）により整備されている場合 図 3

旧	新
 図 4 ○ 第5号（急傾斜地の各部分がそれぞれ異なる法律に基づいて整備されている場合等） 第2号から第4号までの規定は、急傾斜地崩壊防止工事、<u>宅地造成工事</u>又は開発工事のいずれか1の工事によって整備されている急傾斜地について第2項本文の規定を適用しないこととしているため、2以上の異なる工事により整備されている部分を有する急傾斜地には適用できません。しかし、開発許可等の基準では、開発行為等により整備する部分以外の部分の状況も考慮したうえで、整備部分が崩壊しないよう対策しなければならない旨が定められています。そのため、<u>第5号</u>の規定により、これらの工事の組み合わせにより全部が整備されている急傾斜地についても、第2項本文の規定は適用しないこととします（図5）。 同様に、一部のみが急傾斜地崩壊防止工事、<u>宅地造成工事</u>又は開発工事により整備されている急傾斜地であっても、整備されていない部分が急傾斜地の下端から5メートル未満である場合には、第1号と同様、第2項本文の規定は適用しないこととします（図6）。  図 5 <u>第5号</u>が適用できる場合の例 （第2号と<u>第3号</u>に適合する急傾斜地の組合せ）  図 6 <u>第5号</u>が適用できる場合の例 （第1号と第2号に適合する急傾斜地の組合せ）  図 4 ○ 第6号（急傾斜地の各部分がそれぞれ異なる法律に基づいて整備されている場合等） 第2号から第5号までの規定は、急傾斜地崩壊防止工事、旧宅地造成工事、宅地造成及び特定盛土等に関する工事又は開発工事のいずれか1の工事によって整備されている急傾斜地について第2項本文の規定を適用しないこととしているため、2以上の異なる工事により整備されている部分を有する急傾斜地には適用できません。しかし、開発許可等の基準では、開発行為等により整備する部分以外の部分の状況も考慮したうえで、整備部分が崩壊しないよう対策しなければならない旨が定められています。そのため、第6号の規定により、これらの工事の組み合わせにより全部が整備されている急傾斜地についても、第2項本文の規定は適用しないこととします（図5）。 同様に、一部のみが急傾斜地崩壊防止工事、旧宅地造成工事、宅地造成及び特定盛土等に関する工事又は開発工事により整備されている急傾斜地であっても、整備されていない部分が急傾斜地の下端から5メートル未満である場合には、第1号と同様、第2項本文の規定は適用しないこととします（図6）。  図 5 第6号が適用できる場合の例 （第2号と第4号に適合する急傾斜地の組合せ）  図 6 第6号が適用できる場合の例 （第1号と第2号に適合する急傾斜地の組合せ）	

旧	新
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。
図 7 第5号が適用できない場合	図 7 第6号が適用できない場合
○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。	○ 第7号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合） 建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。 なお、本号の規定は第2号から第5号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。

○ 第6号（建築確認を受けて築造した擁壁が設置されている場合）

建築物が面する全ての急傾斜地について法の規定による確認を受け検査済証の交付を受けた擁壁が設置されている場合には、第2項本文の規定は適用しないこととします。

なお、本号の規定は第2号から第4号と異なり、全ての急傾斜地が検査済証の交付を受けた擁壁で整備されていない場合は適用できません。

旧	新
○ : 適用除外 × : 基礎及び主要構造部をR C造等 図 10 建築物から当該急傾斜地の下端までの距離	○ : 適用除外 × : 基礎及び主要構造部をR C造等 図 10 建築物から当該急傾斜地の下端までの距離